

中央公園パークマネジメント協議会規約

(名称)

第1条 協議会の名称は、「中央公園パークマネジメント協議会」(以下「本協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 本協議会は、中央公園内の各施設管理者と久留米市、地域住民等が協働により、中央公園の魅力向上及び安全・安心な公園利用の促進を進めるために、情報共有や公園の管理運営方針等の協議、調整を行うことを目的とする。

(内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1)各施設等の事業計画、イベント等の情報共有及び協議調整
- (2)中央公園の魅力向上及び安全・安心な公園利用の促進のためのパークマネジメントの方針、計画の作成及び協議調整
- (3)各施設等の公園駐車場の利用における全体方針の作成及び協議調整
- (4)中央公園の使用における方針作成及び協議調整
- (5)その他本協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げるもので組織する。

- (1)施設管理者
- (2)地元代表
- (3)関係行政機関
- (4)その他、会長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は再任することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 協議会に特別な事項を協議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(会長)

第7条 本協議会には、会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会議の運営を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、会長の職務を代行する。

(協議会)

第8条 本協議会は、必要に応じ会長が招集し、運営・進行にあたるものとする。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が召集する。

2 本協議会は、都市公園法第17条の2に基づく協議会とし、第3条について協議が調った事項については、委員はその結果を尊重するものとする。

(会議)

第9条 本協議会の会議は、会長が議長となる。

2 本協議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席等)

第10条 第4条に掲げる委員が招集を受けた場合において、都合により出席できないときは、その委員の職務上の代理者をして協議会の会議に出席させ、その委員の職務にあたらせることができる。

(調整会議)

第11条 協議会は、必要に応じて公園の管理運営について、詳細な協議調整を行うため、調整会議を置くことができる。

2 調整会議は、前項の目的を達成するために、次のことを行う。

(1) イベント連携等の企画・調整

(2) 各施設における公園内及び周辺駐車場の利用調整

(3) 公園施設等の管理手法等における協議調整

(4) その他本調整会議の目的達成に必要な事項

3 調整会議は、第11条第1項の目的を達成するため、次の各号に挙げるもので組織する。

(1) 施設管理者

(2) 関係行政機関

(3) その他、会長が特に必要と認める者

4 調整会議には会長を置き、調整会議に属する委員の互選により定める。

5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、会長の職務を代行する。

6 調整会議は、第8条第1項(ただし書の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは、「調整会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、久留米市都市建設部公園緑化推進課に置くものとする。

2 事務局長は、久留米市都市建設部公園緑化推進課長があたる。

3 調整会議の事務局は、調整会議の調整事項等に応じて調整会議に属する組織の中から互選により定める。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和4年3月24日から施行する。